



福島労発安 1212 第 1 号
令和 2 年 1 2 月 1 4 日

福島県中小企業団体中央会会長 殿

福島労働局長
(公印省略)

就職氷河期世代を対象とした職場実習・体験の実施に係る
傘下企業への周知のお願い(依頼)

日頃より、労働行政の推進につきましては、格別の御配意を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県における就職氷河期世代への支援については、本年 7 月 1 0 日に「就職氷河期世代活躍支援ふくしまプラットフォーム」を設置し、官民一体となった支援を本格的にスタートさせたところです。

今般、不本意ながら不安定な仕事に就いている等の課題に直面している就職氷河期世代の方に対し、就労体験を通じて業種・職種への理解を深めていただくことを目的とし、労働局及び公共職業安定所において、職場実習・体験を実施することといたしました。

つきましては、別添のリーフレットにより貴団体の傘下企業に対して、当該職場実習・体験について周知いただくとともに、職場実習・体験の受入に向けた働きかけについてご協力をお願い申し上げます。

(事務担当：福島労働局職業安定課 需給調整指導官 渡辺 TEL024-529-5538)

就職氷河期世代を対象にした 職場実習・体験の受け入れにご協力ください

- この「職場実習・体験」は、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いているなど、さまざまな課題に直面している就職氷河期世代の方々に、就労体験を通じて業種・職種に対する理解を深めていただくことを目的に実施するものです。
- 事業主の皆さま、職場実習・体験の受け入れにご協力をお願いします。

職場実習・体験の内容

事業所の職員の方が、実際に従事している業務の一部または全体を体験・見学できるような内容としていただきます。

受け入れの流れと手続き

1 「受入条件票」の作成・提出

職場実習・体験の内容や受け入れ条件を様式に記入いただきます。

4 職場実習・体験の実施

必要に応じて、労働局やハローワークの担当者がサポートします。

2 希望者情報の受け取り

貴社での職場実習・体験を希望する方の情報をハローワークからお送りします。

5 「実施結果報告書」の作成・提出

職場実習・体験終了後、実施結果報告書を作成・提出いただきます。

3 実施計画書の作成・提出

受け入れを承諾いただける場合、実施計画書を作成・提出いただきます。

6 謝金の受け取り

受け入れ人数1人当たり最大2万円の謝金を労働局よりお支払いします。

お問い合わせ・連絡先

福島労働局では、就職氷河期世代を対象とした、職場実習・体験を推進しています。就職氷河期世代の雇用に関心がある事業所の皆様、職場実習から取組んでみませんか？裏面が職場実習の連絡票となっておりますので、受け入れが可能な場合や職場実習・体験に関心がある場合には、労働局あてに御送信ください。

* 詳細は、以下の担当（労働局）までご連絡ください。

福島労働局職業安定課職業紹介係（就職氷河期担当） 國分・渡辺 TEL.024(529)5338

※氷河期世代は、おおむね1993（平成5）年から2004（平成16）年に学校卒業期を迎えた世代を指しますが、本事業は、おおむね35歳以上55歳未満の方を対象にします。

※本事業は、就職氷河期世代の方に、安定就労に向けて職場体験を積んでいただくためのものです。実習終了後に受け入れ先事業所に雇用義務が生じるものではありません。

* 職場実習と受け入れには、労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金等の社会保険に加入していることが必要です。